

特例)に規定する特例申告貨物をいう。(以下同じ。)が、輸入の許可後引き続き、保税地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書(同条第一項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合には、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

(昭二九法四二・全改、昭四〇法三〇・昭四一法三二・昭四二法一・昭四七法六・昭五五法七・平二法二六・平一九法二〇・平二〇法五・一部改止)

※ 減税額等一(令四、五、五の二、五の三)

(生活関連物資の減税又は免稅)

第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一 輸入されるこれらの貨物の第四条から第四条の九までに規定する課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 因作の場合又は天災、事變その他の緊急の場合において必要があるとき。

2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前項に規定するものを除く。)で輸入されると同種の貨物その他の用途が直接競合する貨物の生産に係る本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

3 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前項に規定するものを除く。)で輸入されるものについて、その輸入がこれと同種の貨物その他の用途が直接競合する貨物の生産に係る本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

2 税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け

又は免除することができる。

(昭二九法四二・全改、昭三九法三一・昭四一法三二・昭四五法三二・昭四九法一八・昭五五法七・平一二法一〇七・平一四法二六・平二五法六・平二八法一〇八・一部改止)

(製造用原料品の減税又は免稅)

第十三条 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

2 落花生油の製造に使用するための落花生

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

特例)に規定する特例申告貨物をいう。(以下同じ。)

が、輸入の許可後引き続き、保税地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書(同条第一項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合には、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

(昭二九法四二・全改、昭四〇法三〇・昭四一法三二・昭四二法一・昭四七法六・昭五五法七・平二法二六・平一九法二〇・平二〇法五・一部改止)

※ 減税額等一(令四、五、五の二、五の三)

(生活関連物資の減税又は免税)

第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一 輸入されるこれらの貨物の第四条から第四条の九までに規定する課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 因作の場合又は天災、事變その他の緊急の場合において必要があるとき。

2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前項に規定するものを除く。)で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は

騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

3 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高

い貨物(前項に規定するものを除く。)で輸入され

るものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は

騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け

又は免除することができる。

(昭二九法四二・全改、昭三九法三一・昭四一法三二・昭四五法三二・昭四九法一八・昭五五法七・平二法一〇七・平一四法二六・平二五法六・平二八法一〇八・一部改止)

第十三条 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

2 落花生油の製造に使用するための落花生

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができ

る。

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け

なければならない。

一 第一項に規定する製品の品名及び数量

二 第一項に規定する輸出された貨物の記号、番号、品名、数量、輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号

三 その他財務省令で定める事項

4 特例申告貨物について法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(再輸入期間の延長承認申請手続に関する規定の準用)

第二十四条 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第五条の三（再輸入の期間の延長の承認申請手続）の規定は、法第八条第一項の税関長の承認を受けようとする者について準用する。

## 第五章 特惠関税等

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）以下第四項まで並びに第八項第一号及び第二号において同じ）であつて、その国の社会経済情勢その他的事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行が公表する国ごとの一人当たりの所得の額に関する統計その他の財務省令で定めたもの（同条第三項に規定する特別特惠受益国をいふ。第七項及び第八項において同じ。）以外の国

定める統計（次号、第三項第一号及び第四項の表

において「国際復興開発銀行統計等」という。）における一人当たりの所得の額がイに該当しないもの（当該一人当たりの所得の額がイに該当しない連続する三年（当該連続する三年が二年以上あるときは、最も遅い当該連続する三年）後にイに該

当する連続する三年がないものに限る。）

イ 国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該

当するもの

ロ 財務省令で定めるところにより算出した世界の輸出額の総額のうちに占めるその国の輸出額の割合が一パーセント以上である国にあつては、

国際復興開発銀行が公表する高中所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該

当するもの

二 國際復興開発銀行統計等の公表により前号に該

当することが明らかになつた日以後に、その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望する旨を通知したもの

財務大臣は、前項の規定に基づき法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えること

が適當であるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、その判断のための参考となるべき意見を求めることができる。

3 特惠受益国等（法第八条の二第二項に規定する特惠受益国等をいう。以下同じ。）のうち次の各号

項名	物 品	期 間
一 対象物品（法第八条の二第一項各号に掲げる物品を財務省令で定めるところにより区分したものをいう。以下この表において同じ。）のうち、各年度の初日（第一号については、特惠受益国等のうち特別特惠受益国（同条第三項に規定する特別特惠受益国をいふ。第七項及び第八項において同じ。）以外の国	当該年の四月一日から当該年の翌年の三月三十一日まで	の属する年（以下この表において「当該年」という。）の前々

（次項の表において「一般特惠受益国」という。）に

限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に

における一人当たりの所得の額がイに該当しないもの（当該一人当たりの所得の額がイに該当しない連続する三年（当該連続する三年が二年以上ある

ときは、最も遅い当該連続する三年）後にイに該

当する連続する三年がないものに限る。）

イ 国際復興開発銀行が定める日において、特惠受益国等でな

くなるものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が第一項第一号イ又はロに該当するもの

の国際復興開発銀行統計等の公表によりこの号に該当することが明らかになつた日

二 その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望しない旨の通知をしたもの 財務大臣がその通知を受けた日

三 その国の社会経済情勢その他的事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることが適當でないと認めたもの その認めた日

4 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を

与えない期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。  
（次項の表において「一般特惠受益国」という。）に

なければならない。

- 第一項に規定する製品の品名及び数量
- 第一項に規定する輸出された貨物の記号、番号、品名、数量、輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号
- その他財務省令で定める事項

4 特例申告貨物について法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(再輸入期間の延長承認申請手続に関する規定の準用)

第二十四条 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五条）第五条の三（再輸入の期間の延長の承認申請手続）の規定は、法第八条第一項の税関長の承認を受けようとする者について準用する。

第五章 特惠関税等

（特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下第四項まで並びに第八項第一号及び第二号において同じ。）であつて、その国の社会経済情勢その他的事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行が公表する国ごとの一人当たりの所得の額に関する統計その他の財務省令で

定める統計（次号、第三項第一号及び第四項の表

において「国際復興開発銀行統計等」という。）における一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しないもの（当該一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しない連続する三年（当該連続する三年が二以上あるときは、最も遅い当該連続する三年）後に次のいずれかに該当する連続する三年がないものに限る。）

イ 国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの

ロ 財務省令で定めるところにより算出した世界の輸出額の総額のうちに占めるその国の輸出額の割合が一ペーセント以上である国にあつては、国際復興開発銀行が公表する高中所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの

二 國際復興開発銀行統計等の公表により前号に該当することが明らかになつた日以後に、その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受ける旨を通知したもの

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望する旨を通知したもの

四 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与える場合は、同表の下欄に掲げる期間とする。

一 項名 物品 期間

対象物品（法第八条の二第一項各号に掲げる物品を財務省令で定めるところにより区分したものをいう。以下この表において同じ。）のうち、各年度の初日（第一号については、特恵受益国等のうち特別特恵受益国（同条第三項に規定する特別特恵受益国をいふ。第七項及び第八項において同じ。）以外の国

（次項の表において「一般特恵受益国」という。）に限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなるものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が第一項第一号又はロに該当するもの（国際復興開発銀行統計等の公表によりこの号に該当することが明らかになつた日

二 その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望しない旨の通知をしたもの 財務大臣がその通知を受けた日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることが適当でないと認めたもの その認めた日

四 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与える場合は、同表の下欄に掲げる期間とする。